

議員提出議案第3号

高速道路網等の早期整備及び道路特定財源制度の堅持に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成13年6月21日

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 田 栗 公 雄 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 岩 本 君 美 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 西 村 武津美 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 岩 井 澄 雄 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 平 井 晃 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 岡 本 岩 夫 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 牧 田 武 文 |

平成13年6月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

高速道路網等の早期整備及び道路特定財源制度の堅持に関する意見書

道路は、地域の生活を支える最も重要な社会基盤であり、その整備の推進は、地域住民が最も望んでいるところである。

二十一世紀の新しい国土構造の実現に向けて全国の高速度ネットワークの形成と、より高度な交通システム導入を通じて、道路は国民生活と社会の発展にとって、最も重要な社会基盤である。

しかし、山陰地方においては、いまだに高速交通体系の基盤整備は立ち遅れ、全国平均を上回るスピードで展開する少子・高齢社会化により、深刻な事態を迎えようとしている。

本地域では、山陰自動車道及び中国横断自動車道姫路鳥取線の早期建設をはじめ、地域高規格道路、国道等の早期整備が緊急かつ最重要の課題となっている。

しかしながら、政府において、「道路特定財源について、枠組みの廃止を含めた抜本的見直し」といった議論がなされていることは、地方の実情を無視したものであり、誠に遺憾である。

今後とも道路整備特別会計のもとに揮発油税等からなる道路特定財源制度を堅持し、他にも転用することなく道路網の早期整備について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月21日

鳥取県三朝町議会